

【よくあるご質問】

1. スケジュールに関すること

【1-1】

Q：事業に関するスケジュールを教えてください。

A：応募受付期間・・・平成28年4月4日（月）から

平成28年5月12日（木）18：15まで

補助対象者の選定・・・平成28年5月下旬～6月上旬

事業実施期間・・・平成28年6月下旬頃から平成29年3月3日（金）まで

※選定後、別途補助金交付申請をしていただき、申請に対する
国土交通省からの交付決定通知をもって補助事業開始となります。

2. 補助金の使途に関すること

【2-1】

Q：補助対象経費に人件費は含まれますか。

A：地域づくり活動支援体制の構成主体（地方公共団体、地域金融機関、NPO等）の恒
常的な人件費は含まれません。但し、当該事業の実施に必要な臨時職員等の賃金はこの
限りではありません。

【2-2】

Q：補助対象経費に外部委託費は含まれますか。

A：『募集要領』Ⅱ. 1. 3 補助対象となる経費及び応募パターンのうち、高い専門性
を要する業務等（マーケティング市場調査、研究開発分析、システム開発等）につい
て外部委託する際の費用は補助対象経費に含まれます。但し、主たる中間支援業務の
外部委託（いわゆる「丸投げ」）は禁止しています。

【2-3】

Q：一つの地域づくり活動支援体制が複数の地域づくり活動を支援するとした場合、補助対象となるのはそのうちの一つだけに限定されるのでしょうか。

A：複数の地域づくり活動を支援する場合、要件に合うものであればそれぞれが補助対象となります。なお、複数の地域づくり活動を支援する場合でも、一つの地域づくり活動支援体制に対する補助金額の上限は変更されません。

【2-4】

Q：今年度、他の補助金の利用を予定していますが、応募できますか。

A：原則として、他の補助金との重複受給は認められません。但し、他の補助金と対象経費が明確に区分できるものについては、その限りではありません。様式8において、他の補助金との違いを明確に示してください。なお、同一経費に対する重複受給と認められた際には、その対象額の返還を求める場合があります。

【2-5】

Q：昨年度あった多役多業型の地域づくり活動を支援する応募パターンは今年度はないのですか。

A：今年度はそのパターンはございません。従いまして、地域づくり活動側の活動費については、本事業の支援対象とはなりませんので、ご注意ください。

3. 地域づくり活動支援体制に関すること

【3-1】

Q：構成主体となる地方公共団体とは具体的にどのような団体を指しますか。

A：主に、一つもしくは複数の市町村を想定しています。但し、活動エリアが広域となる場合には都道府県が構成主体となることも可能です。

【3-2】

Q：地域金融機関、民間企業、NPO等が補助対象外市町村（三大都市圏）に所在している場合、地域づくり活動支援体制の構成主体にはなれませんか。

A：地域づくり活動支援体制の事務局所在地、活動エリアが補助対象内市町村であれば、補助対象外市町村に所在する地域金融機関、民間企業、NPO等が構成主体となることは可能です。

【3-3】

Q：地域づくり活動支援体制の構成主体と、支援される地域づくり活動の担い手は同一の主体でもよいですか。（構成主体が自ら行う地域づくり活動を支援することは認められますか。）

A：地域づくり活動支援体制の構成主体と、支援される地域づくり活動の担い手は別の主体であることが求められます。すなわち、構成主体自らが行う地域づくり活動については補助対象となりません。

【3-4】

Q：地域づくり活動支援体制内における地方自治体の役割、地域金融機関の役割は何ですか。

A：地方自治体には、たとえば各種情報提供、広報、運営支援、住民との調整等を担っていただきます。地域金融機関には、たとえば金融機関が保有するネットワークを活用しての専門家や有識者の紹介、地域情報の提供、販路提供等を担っていただきます。積極的、能動的な関与が求められ、個別に報告書を提出して頂く場合もあります。

【3-5】

Q：応募にあたっては、新しく地域づくり活動支援体制を作らなくてはならないのですか。それとも、既設の体制でもよいですか。

A：新しく体制を作っていただいても、既設の体制でも、応募要件を満たしていればご応募いただけます。

【3-6】

Q：地域づくり活動支援体制は構築見込みでも応募できますか。

A：構築見込みでもご応募いただけます。但し、事業採択後速やかに体制を構築していただいた上で、補助金交付申請の手続きをしていただきます。

【3-7】

Q：地域づくり活動支援体制は補助事業終了後解散しても問題ないですか。

A：地域づくり活動支援体制には、補助事業終了後も持続的に多様な地域づくり活動に対して支援していくことが求められます。様式2において平成29年度以降の事業計画を記載していただく他、補助事業期間中においても自立的な活動方法について検討し、報告していただきます。

【3-8】

Q：応募主体には、地方公共団体か地域金融機関のどちらかが参加していれば良いのですか。

A：地方公共団体と地域金融機関の両者とも参加していることが必要です。

【3-9】

Q：これまでに支援対象となった体制の事例を見ることはできますか。

A：下記Webサイトを参照してください。

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000061.html

また、「地域づくり支援ネット」Webサイト及びフェイスブックもご参照下さい。

(上記サイトよりリンクあり)

【3-10】

Q：地方公共団体が構成主体となるにあたって、それを証明する確認書や推薦書などは必要ですか。

A：特に確認書や推薦書の提出は必要ありませんが、申請書に地方公共団体の担当部署や担当者氏名等をご記入いただきます。必要に応じてそちらに確認の連絡をすることがあります。

【3-11】

Q：構成主体となる地方公共団体の担当部署・担当者等に何か制限はありますか。

A：特に制限はありませんが、事業内容に精通し、ハンズオン支援できる部署等が担当することが望まれます。

また、担当となった部署のみならず、協働推進課等をはじめ、地方公共団体内の情報の共有をしていただくことが望まれます。

4. 応募申請書の記入に関すること

【5-1】

Q：様式1について、各構成主体の「代表者」とは誰の名前を記入すればよいですか。

A：その組織における代表者の名前を記入してください。(例：市役所であれば市長、信用金庫であれば理事長)

【5-2】

Q：様式1について、「各構成主体の中間支援実績」とは本応募事業に関するものでなく
てはなりません。

A：本応募事業の関連事業に限定せず、幅広く中間支援活動を行った実績を記入してくだ
さい。

【5-3】

Q：様式1について、「経理担当予定者」はどのような作業を要求されますか。

A：経理担当者は補助金の精算に係わる書類の整理、国土交通省とのやりとり等事務作業
を行っていただきます。行政的な見方での経理処理が多くなるため、経理主担当者、
もしくは副担当者の少なくとも片方には「地方自治体」の方が含まれている必要があ
ります。

【5-4】

Q：様式2について、「他の主体との連携」とはどのような内容を記入するのですか。

A：地域づくり活動支援体制が、その構成主体以外の主体（団体に限らず個人も含む）と
連携して活動することを予定している場合、連携する主体名、活動内容を記入してく
ださい。

【5-5】

Q：様式2・様式3と様式4・様式5の違いはどのような点ですか。

A：様式2・様式3は、地域づくり活動支援体制が行う中間支援活動（例：プランニング、
マッチング、マーケティング等）についての計画及び内容審査評価表を記入してくだ
さい。

一方、様式4・様式5は、地域づくり活動支援体制が支援する相手となる、担い手が
行う地域づくり活動（例：地域資源を活用した商品開発、観光開発等）についての事
業計画及び内容審査評価表を記入してください。

【5-6】

Q：様式6について、「各取組ごとに作成」とはどのような意味ですか。

A：複数の地域づくり活動に対して中間支援活動を行う場合はそれぞれの活動ごとに、一
つの地域づくり活動に対して中間支援活動を行う際にもその活動の中で複数の段階
（例：商品企画段階、販売促進段階等）がある場合にはそれぞれの段階ごとに、必要
経費の内訳を作成していただくという意味です。

【5-7】

Q：地域づくり活動支援体制の規約、賃金規定、謝金規定、旅費規定は添付する必要がありますか。

A：全て添付して下さい。地域づくり支援体制がまだ構築見込みの場合でも、地域づくり支援体制としての案を添付して下さい。（地域づくり活動支援体制として規定するもの（案を含む）を添付することが必要であり、市町村の規定を単に添付するだけでは認められません。）

5. その他

【6-1】

Q：中間支援先である地域づくり活動の実施主体に制限はありますか。

A：地域づくり活動の実施主体に具体的な制限はありませんが、実施主体には利益の追求よりも地域活性化や広く効果が地域に波及することが求められます。そのため、実施主体はある程度同じ志を持つグループ（任意団体、NPO等）であるほうが上記の観点から、また継続性、自立性の観点から効果的であると考えられます。